

名護市新設廃棄物処理施設建設工事に係る低入札価格調査要領

(目的)

第1条 この要領は、名護市新設廃棄物処理施設建設工事（以下「本工事」という。）の落札者を総合評価落札方式により決定するに当たり、名護市建設工事総合評価要綱（令和3年告示165号。以下「要綱」という。）第10条第1項ただし書の規定により、落札者を決定する方法を定めることを目的とする。

(低入札価格の基準)

第2条 要綱第10条第1項第1号に規定するその者の申し込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときの基準（以下「低入札調査基準価格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 低入札調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエまでの合計額とする。ただし、合計額に「0.995」から「1.005」の範囲内のランダム係数を乗じることができるものとする。
- (2) 次のアからエまでの合計額が予定価格の10分の7に満たない場合は、低入札調査基準価格は、予定価格に10分の7を乗じた額とする。

ア 直接工事の額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の7を乗じて得た額

(失格基準価格の設定基準)

第3条 本工事の入札においては、契約の内容に適合した履行が行われないと判断する失格基準価格を設定し、この価格を下回る価格の入札については調査を実施せず、失格とする。

2 前項の失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計した額とする。

- (1) 直接工事費に10分の9を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の8を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に10分の3を乗じて得た額

(低入札調査基準価格及び失格基準価格の設定)

第4条 本工事の入札に係る低入札調査基準価格及び失格基準価格の設定については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 低入札調査基準価格及び失格基準価格調書（様式）の低入札調査基準価格の欄に第2条の基準により算出した具体的な低入札調査価格を記載する。
- (2) 低入札調査基準価格及び失格基準価格調書（様式）の失格基準価格の欄に前条の基準により算出した具体的な失格基準価格を記載する。
- (3) 前2号で設定した低入札調査基準価格及び失格基準価格調書は封書に押印し、開札の際、これを開札の場所に置かなければならない。

(入札に参加しようとする者への周知)

第5条 入札執行者は、本工事の入札に当たっては、入札公告及び入札説明書におい

て、次に掲げる事項を記入し、入札しようとする者に周知するものとする。

- (1) 低入札調査基準価格及び失格基準価格が設定されていること。
- (2) 失格基準価格を下回る入札を行った者は、失格となること。
- (3) 低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、後日、低入札価格調査要領に規定する調査を行い、落札者を決定すること。
- (4) 失格基準価格を下回る入札を行った者は、調査を実施しないこと。
- (5) 低価格入札者は、最高評価値であっても必ずしも落札者とならないこと。
- (6) 低価格入札者で失格基準価格以上の入札を行った者は、事情聴取に協力すること。
- (7) 低入札調査基準価格を下回る価格で契約が行われた場合は、第8条に規定する措置をとること。

(入札の執行)

第6条 開札後に低入札調査基準価格及び失格基準価格を公表し、入札の結果、低入札調査基準価格を下回る価格での申し込みをした者がある場合は、落札者の決定を一時保留し、調査後に改めて落札者を決定する旨を入札参加者に告げ入札を終了する。この場合において、失格基準価格を下回る者がある場合は、失格基準価格を下回ったことにより失格を告げること。

- 2 低価格入札者のうち、最高評価値者が複数の場合は、より低い価格で入札した者を調査順位1位とし、又は、低価格入札者のうち、最高評価値者が複数であり、入札額が同額であった場合は、くじにより低入札価格調査を行う調査順位を決定するものとする。

(調査の実施)

第7条 契約事務担当者及び事業担当者は、低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により次の各号に掲げる事項を調査するものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 手持ち工事に係る次に掲げる事項
 - ア 契約対象工事近隣地域のもの
 - イ 契約対象工事に関連するもの
 - ウ その他
- (3) 契約担当工事場所と入札者の事業所、倉庫等の地理的関連
- (4) 手持ち資材の状況
- (5) 資材購入先及び入札者との関係
- (6) 手持機械数の状況
- (7) 労働者の具体的供給見通し
- (8) 過去に施工した公共工事名及び発注者
- (9) 経営状況に係る次に掲げる事項
 - ア 取引金融機関
 - イ 保証会社等への照会
- (10) 信用状況に係る次に掲げる事項
 - ア 建設業法違反の有無

- イ 賃金不払いの状況
- ウ 下請代金の支払遅延状況
- エ その他必要な事項

(11) その他必要な事項

- 2 前項の調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに他の入札参加者にその旨を知らせるものとする。
- 3 第1項の調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、名護市建設工事等請負業者選定委員会(名護市建設工事等請負業者選定委員会の設置及び運営に関する規程(令和2年訓令第4号)に定めるものをいう。以下「選定委員会」という。)の審査に付し、最低価格入札者を落札者とするか否かを決定する。
- 4 最低価格入札者を落札者とし不在の場合には、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。ただし、次順位者が低入札基準価格を下回る入札者であった場合には、第1項の調査を実施し、同様の手続きによるものとする。
- 5 次順位者が落札者となった場合は、最低価格入札者には、落札しない旨を、落札者となった次順位者にはその旨を、また、他の入札者全員にその旨を知らせるものとする。

(低価格入札者と契約する場合の措置)

第8条 低価格入札者が落札者として請負契約を締結する場合には、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施工体制台帳を提出させ、必要に応じその内容について事情聴取を行う。
- (2) 施工に当たって監督・検査業務を強化する。

附 則 (令和3年8月16日環境水道部長決裁)

この要領は、令和3年8月16日から施行する。

様式（第4条関係）

低入札調査基準価格及び失格基準価格調書

1 件 名 名護市新設廃棄物処理施設建設工事

2 低入札調査基準価格 ※消費税及び地方消費税抜き

千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

3 失格基準価格 ※消費税及び地方消費税抜き

千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

年 月 日

署 名 _____ (印)